



ごみの出し方ワンポイント

◆小型家電類の資源回収順調な滑り出し

小型家電類の収集量は、全市回収を始めた平成25年10月～平成26年1月の4カ月間で165t(月平均41t)となりました。年間約500tの資源化が予測され、順調な滑り出しといえます。また、持ち去り防止にコード類を切って排出していただくことで非鉄金属の回収が増え、これまでの2倍以上の資源化量となっています(コード類は小型家電、金属の回収日でも排出可)。市民の皆さんのご協力により不適正排出物(電子レンジ、テレビ、パソコンなど)も少なく大変感謝しています。今後も引き続きご協力をお願いします。

◆GPSの取組効果で古紙の持ち去りが大幅に減少

昨年7月以降都内市区町村で初めて

取り組んだ、GPS設置による古紙類の持ち去り防止対策は大きな効果を上げました。取り組み前から比較すると対前年度比各月で5～26%と大幅に収集量が増加しました。

◆古紙雑紙類、プラスチック容器包装類は資源物。分別が環境保全の一歩

ごみの組成分析をすると、可燃ごみの中に資源化できる古紙雑紙類が10%近く混入しています。その量は2,500t/年近くになると予測できます。不燃ごみには、資源化できるプラスチック容器包装類が10%以上混入しています。その量は350t/年以上で、不燃ごみとして処理しています。「ごみ」にしないよう分別にご協力をお願いします。

◆ごみ減量推進課 (☎042-438-4043)

多摩六都科学館ナビ



ロフトサイエンスレクチャー～地元の野菜を知ろう～

地元農家の方から、この地域でどんな農作物が作られ、畑ではどのように栽培されているのかを学ぼう!

- 時 3月30日(日)午後2時～3時30分
- 定 50人(先着順) ※当日開館時より参加券を配布(要入館券購入)
- 屋外イベント(入館券不要)
- 時 開館中随時
- 内 新鮮!採れたて農産物の即売会(午前11時～売切次第終了)、ファームカーによる市内農業の紹介、クイズなど
- 協力 JA東京みらい
- 問 多摩六都科学館(☎042-469-6100)



小松菜

春の特別企画展

「くらしの中の20のしくみ展」開催中!

時 4月13日(日)午前9時30分～午後5時(入館は4時まで)
※月曜日休館

平成26年度

高齢者の「閉じこもり予防講座」参加者募集!

～はつらつサロン出前講座～

外出頻度が週1回以下の“閉じこもり傾向”にある方は、寝たきりや認知症の原因となる廃用症候群を引き起こしやすくなります。ぜひ、閉じこもり予防の講座に参加しましょう。

時・場 通年(全20回)下表参照

□講座内容 ①筋力低下予防 ②認知症予防 ③趣味・体験活動 ④介護予防講話 ⑤バス外出 ⑥調理ほか

対 市内在住の65歳以上の方で、閉じこもり傾向にある方(ただし、介護保

険の要支援、要介護認定を受けている方を除く)

※「はつらつサロン出前講座」を前年度受講した方はご遠慮ください。

定 各10人(申込多数の場合は抽選)

申 3月17日(月)～4月4日(金)午後4時まで(休館日を除く)に、直接各会場または下記へ

問 西東京市社会福祉協議会

(☎042-438-3773)

◆高齢者支援課(☎042-438-4102)

会場	日時	開始日
新町福祉会館 (新町5-2-7)	第1・3火曜日 午前10時～11時30分	4月15日(火)
ひばりが丘福祉会館 (ひばりが丘2-8-27)	第2・4火曜日 午前10時～11時30分	4月22日(火)
富士町福祉会館 (富士町6-6-13)	第1・3金曜日 午前10時～11時30分	4月18日(金)
住吉老人福祉センター (住吉町6-15-6)	第2・4金曜日 午前10時～11時30分	4月25日(金)
下保谷福祉会館 (下保谷4-3-20)	第2・4金曜日 午後1時45分～3時15分	



ごみ分別アプリをご利用ください

～アンドロイド用アプリ配信開始～

市では、ごみの分別を分かりやすくお知らせするため、ごみ分別アプリを作成しました。iPhone用のアプリは昨年12月から先行配信していますが、このたびアンドロイド用のアプリの提供を開始しましたのでぜひご利用ください。



iPhone
(iPhone)用



Android
(Android)用

◆ごみ減量推進課
(☎042-438-4043)



□提供するサービス

- ①分別カレンダー ②ごみ分別辞典
- ③ごみの出し方 ④ごみ出しQ&A
- ⑤アラート機能 ⑥地図情報(指定ごみ収集袋・粗大ごみシールの販売店)

自転車は自転車駐車場に置きましょう

自転車・バイクは、手軽で便利な交通手段の一つですが、駅周辺の歩道や路上への放置が後を絶ちません。

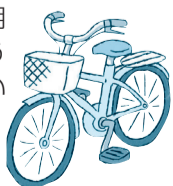
歩道は、高齢の方・障害のある方・子どもなど、さまざまな人たちが利用します。そこへ自転車・バイクなどが放置されると、利用する方の通行の障害となるばかりでなく、災害・緊急時の活動の妨げにもなります。

通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクなどを利用する際は、一人一人が責任を持って自転車駐車場などを利用しましょう。

※原付バイクは、場所により制限あり

各駅周辺には自転車駐車場があります。ご利用の際は係員の指示に従ってください。混雑時はほかの利用者の迷惑にならないように、無理な駐車をしないでください。

◆道路管理課係
(☎042-438-4057)



東京における直下地震の発生が危惧される中、地震災害による被害を最小限に食い止めるためには、防災知識および防災行動力を持った市民一人一人と防災関係機関などの緊密な連携により、市が一体となって災害に立ち向かうことが重要です。

東日本大震災から3年が経ちました。あらためて避難方法や備蓄の確保などを各自で確認してください。

避難施設生活ルール(参考例)

避難施設では、「共同生活」となりますので、あらかじめ共通の「生活ルール」が必要になります。右記のルールなどを避難所運営協議会で協議・検討しています。



避難所運営協議会とは

□避難所運営協議会とは

市では、教育委員会を中心に各小中学校に避難所運営協議会を平成25年2月に設置しました。

協議会は、地震などの大規模災害が発生し、避難施設が必要になった時、その開設・運営の準備などを地域住民が中心に行う組織で、大規模災害時に特に重要な役割を担います。

協議会は、学校と地域住民の方々が

防災ガイド 13

～日ごろの備え～

避難施設について協議・準備し、避難所運営マニュアルの作成など、避難施設のルールづくりを進めています。

今後、協議会が中心となり、マニュアルに沿った訓練などを実施する予定ですので、積極的に参加し、地域全体で大規模災害に備えましょう。

◆危機管理室(係)

(☎042-438-4010)

避難施設生活ルール(参考例)

避難施設名 ○○○○学校

- この避難施設は、災害時における地域住民の生活の場となる避難施設です。
- 避難施設の円滑な運営を行うため、避難施設運営委員会(以下、「運営委員会」という)を設置しますので、その指示に必ず従ってください。
- 避難施設は、地域のライフラインの復旧および被災者の一定の生活ができるまでをめぐって設置し、復旧後は速やかに閉鎖します。
- 避難できる場所は、体育館、普通教室など、運営委員会の指示に従ってください。
(1)運営委員会が指定する危険箇所および学校のグラウンドなどは、避難できません。
(2)「立入禁止」、「利用上の注意」などの指示、貼り紙の内容には必ず従ってください。
- 食料、物資は、原則として全員に配給できるまで配給しません。
(1)食料、生活物資は避難者の組ごとに配給します。
(2)特別な事情の場合は、運営委員会の理解と協力を得てから配給します。
(3)配給は、避難施設以外の近隣の人にも等しく配給します。

～以下省略